

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年3月31日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	岡 南 均
同	吉 本 八 恵

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体

渭東コミュニティ協議会	南井上コミュニティ協議会
西富田コミュニティ協議会	津田コミュニティ協議会
佐古コミュニティ協議会	多家良中央コミュニティ協議会
内町まちづくり協議会	住吉・城東地区町づくり協議会

(公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成25年4月1日から12月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 指定管理
 - ア 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
 - イ 施設名及び指定管理料

指定管理者名	施設名	指定管理料(25年度)
渭東コミュニティ協議会	徳島市渭東コミュニティセンター	2,541,000円
南井上コミュニティ協議会	徳島市南井上コミュニティセンター	2,742,000円
西富田コミュニティ協議会	徳島市西富田コミュニティセンター	2,159,000円
津田コミュニティ協議会	徳島市津田コミュニティセンター	2,797,000円
佐古コミュニティ協議会	徳島市佐古コミュニティセンター	1,609,000円
多家良中央コミュニティ協議会	徳島市多家良中央コミュニティセンター	2,522,000円
内町まちづくり協議会	徳島市内町コミュニティセンター	1,173,000円
内町まちづくり協議会	徳島市内町コミュニティセンター・アミコ館	1,187,000円
住吉・城東地区町づくり協議会	徳島市住吉・城東コミュニティセンター	3,203,000円

第2 監査の実施期間

平成26年1月21日から3月26日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

監査対象8団体の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、利用料金の決定に係る市の承認手続が行われていないものがあった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。